

平成25事務年度における相続税の調査の状況について

1 実地調査件数及び申告漏れ等の非違件数

相続税の実地調査については、平成23年中及び平成24年中に発生した相続を中心に、国税事務所及び税務署で収集した資料情報を基に、申告額が過少であると想定されるものや、申告義務があるにもかかわらず無申告となっていることが想定されるものなどに対して実施しました。

実地調査の件数は67件（平成24事務年度82件）、このうち申告漏れ等の非違があった件数は62件（平成24事務年度69件）で、非違割合は92.5%（平成24事務年度84.1%）となっています。

2 申告漏れ課税価格

申告漏れ課税価格は31億36百万円（平成24事務年度31億78百万円）で、実地調査1件当たりでは4,681万円（平成24事務年度3,875万円）となっています。

3 申告漏れ相続財産の金額の内訳

申告漏れ相続財産の金額の内訳は、現金・預貯金等12億5百万円（平成24事務年度9億25百万円）が最も多く、続いて土地11億25百万円（平成24事務年度15億72百万円）、その他財産（貸付金・生命保険に関する権利等）5億74百万円（平成24事務年度4億65百万円）の順となっています。

4 追徴税額

追徴税額（加算税を含む。）は5億16百万円（平成24事務年度2億51百万円）で、実地調査1件当たりでは770万円（平成24事務年度306万円）となっています。

5 重加算税の賦課件数

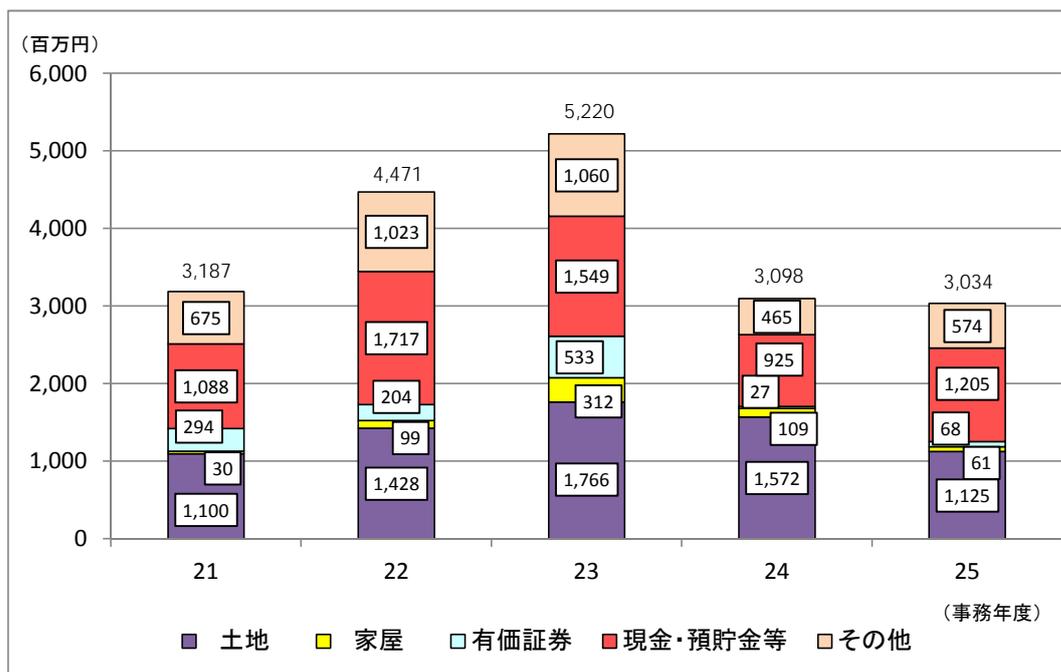
重加算税の賦課件数は8件（平成24事務年度1件）、賦課割合は12.9%（平成24事務年度1.4%）となっています。

(表1) 相続税の調査事績

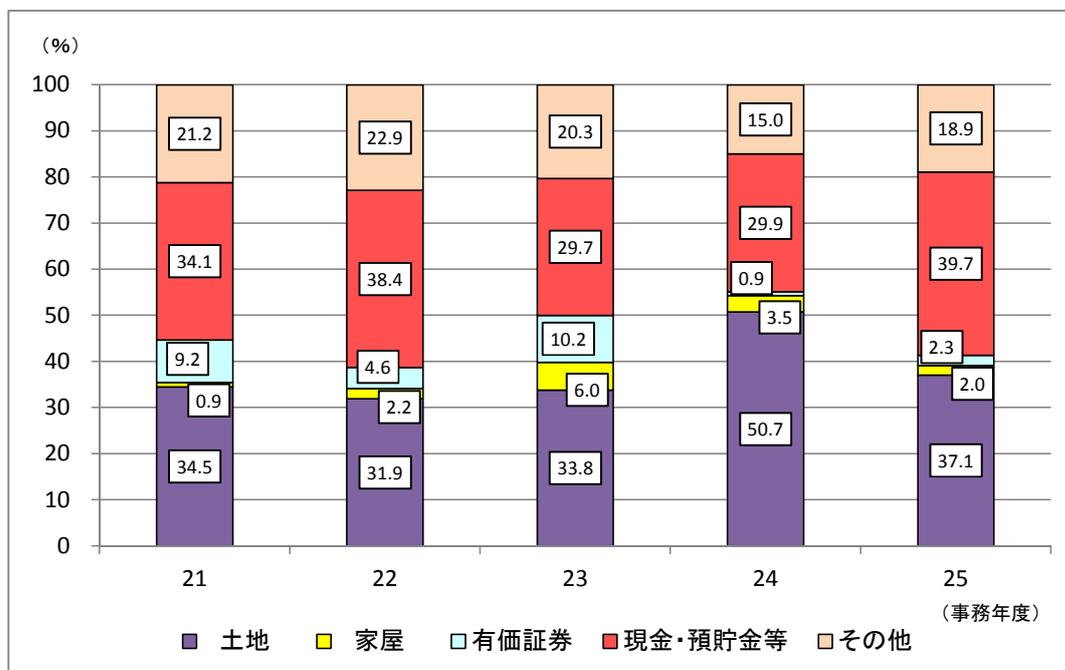
項目		事務年度		対前事務年度比	
		平成24事務年度	平成25事務年度		
A	実地調査件数	82 件	67 件	81.7 %	
B	申告漏れ等の非違件数	69 件	62 件	89.9 %	
C	非違割合 (B/A)	84.1 %	92.5 %	8.4 ポイント	
D	重加算税賦課件数	1 件	8 件	800.0 %	
E	重加算税賦課割合 (D/B)	1.4 %	12.9 %	11.5 ポイント	
F	申告漏れ課税価格	3,178 百万円	3,136 百万円	98.7 %	
G	Fのうち 重加算税賦課対象	14 百万円	461 百万円	3,293.0 %	
H	追徴 税額	本税	224 百万円	434 百万円	193.4 %
I		加算税	27 百万円	82 百万円	306.2 %
J		合計	251 百万円	516 百万円	205.4 %
K	1 実 件 地 当 調 た 査	申告漏れ課税価格 (F/A)	3,875 万円	4,681 万円	120.8 %
L		追徴税額 (J/A)	306 万円	770 万円	251.4 %

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。

(表2) 申告漏れ相続財産の金額の推移



(表3) 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移



(表4) 無申告事案に係る調査実績

無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の更なる収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

項目		事務年度		対前事務年度比	
		平成24事務年度	平成25事務年度		
A	調査件数	21 件	10 件	47.6 %	
B	申告漏れ等の非違件数	15 件	9 件	60.0 %	
C	非違割合 (B/A)	71.4 %	90.0 %	18.6 ポイント	
D	申告漏れ課税価格	2,022 百万円	1,397 百万円	69.1 %	
E	追徴税額	本税	48 百万円	58 百万円	120.0 %
F		加算税	8 百万円	11 百万円	128.1 %
G		合計	57 百万円	69 百万円	121.2 %
H	1 申告漏れ	申告漏れ課税価格 (D/A)	9,630 万円	13,968 万円	145.0 %
I		追徴税額 (G/A)	269 万円	686 万円	254.5 %

沖縄国税事務所においては、実地による税務調査を適切に実施する一方で、納税者の自発的な納税義務の履行支援等を目的とした実地調査以外の多様な手法を効果的・効率的に活用し、適正申告の確保に努めています。

その一環として、税務署が保有する情報から相続税の無申告が想定される者に対し、無申告理由のお尋ね等による書面照会を行うなど、自発的な期限後申告書の提出を促す取組も実施しております。

(表5) 贈与税の調査事績

沖縄国税事務所では、相続税の補完税である贈与税の適正な課税を実現するため、積極的に資料情報を収集するとともに、相続税調査等、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努めており、無申告事案を中心に、本事務年度も積極的に贈与税の調査を実施します。

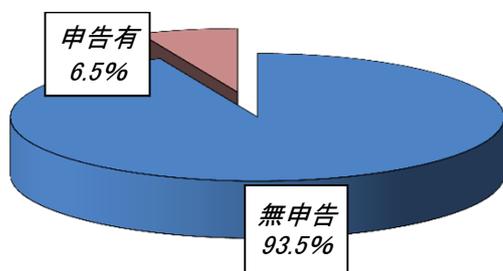
また、納税者の自発的な納税義務の履行支援等を目的とした実地調査以外の多様な手法を効果的・効率的に活用し、適正申告の確保に努めています。

項目		事務年度		対前事務年度比
		平成24事務年度	平成25事務年度	
A	実地調査件数	56 件	31 件	55.4 %
B	申告漏れ等の非違件数	56 件	31 件	55.4 %
C	申告漏れ課税価格	399 百万円	153 百万円	38.2 %
D	追徴税額	117 百万円	38 百万円	32.2 %
E	¹ 実地 件 当 た り 調 査 申告漏れ課税価格 (C/A)	712 万円	492 万円	69.1 %
F	追徴税額 (D/A)	208 万円	121 万円	58.1 %

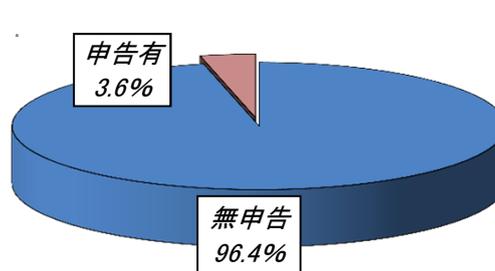
1. 調査事績に占める無申告事案の状況

- 沖縄国税事務所では、あらゆる機会を通じて把握した生前の資産保有・移動状況に関する情報を蓄積・活用するなどして、贈与税の無申告事案の積極的な調査に努めています。

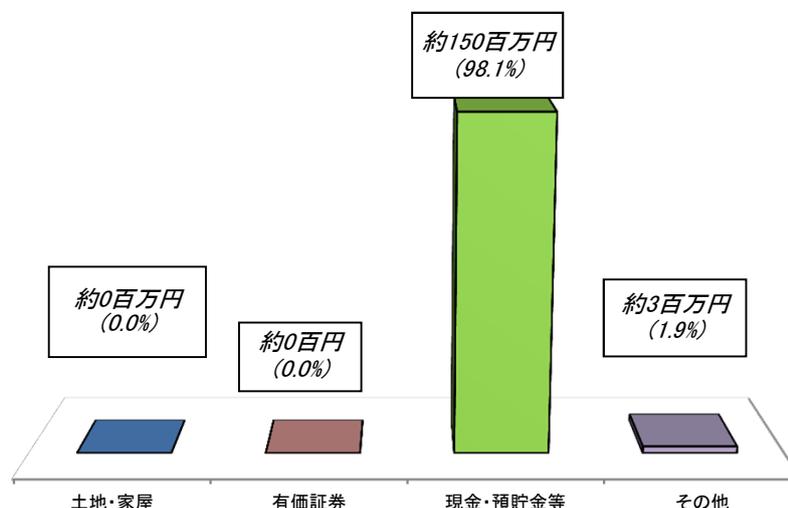
<「申告漏れ等の非違件数」の状況>



<「申告漏れ課税価格」の状況>



2. 調査事績に係る申告漏れ財産の内訳



(注) 各財産の金額は申告漏れ課税価格、()内の数値は構成比。